

「新潟市企業立地ビジョン」に基づく工業用地需要調査業務委託仕様書

I. 業務の目的

市内における工業用地分譲状況を踏まえ、企業のさらなる立地・拡張意向を逸することがないよう、新潟市企業立地ビジョンの柱の1つである、「活力ある産業拠点の創出」に向けた企業の用地需要調査を実施する。

II. 委託期間

契約日から令和6年11月30日

III. 業務内容

No	内 容	業務スケジュール (想定)
1	調査対象企業リスト※1の作成 市内企業：2,500社程度※2 市外企業：3,500社程度※2 ※1 市内企業と市外企業を合わせて6,000社のリストを作成する ※2 市内企業及び市外企業の内数は変動可能性あり	5月中目途
2	調査関係資料※の作成・印刷 ※案内文・調査票・調査回答方法・リーフレット	
3	封入封緘作業	
4	調査関係資料の送付	
5	調査対象企業への対応 (調査票への質問回答・催促)	6月～7月中目途
6	調査票の集計（一次集計）	7月中目途
7	「立地意向あり」企業への訪問ヒアリング	8月～9月中目途
8	調査票及び訪問ヒアリングの集計・分析・報告 (全体集計)	9月～10月中目途

IV. 業務の実施方法

1. 調査対象企業リストの作成

(1) 調査対象企業

法人の従業員数が4名以上の企業※であり、以下に該当するもの

市内企業	日本標準産業分類に掲げる製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、港湾運送業、卸売業を営む企業であり、以下①～③の抽出条件順で調査対象企業リストを作成すること。 ①市内工業団地内企業（委託者が別途リストを提供する） ②①を除く市内に本社を有する企業 ③①を除く市外に本社があるが市内に工場などの施設を立地する企業
市外企業	日本標準産業分類に掲げる製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、港湾運送業、卸売業を営む企業であり、以下①～⑤の抽出条件で調査対象企業リストを作成すること。 ①本社所在地：新潟県（新潟市を除く）、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県 ②資本金：3,000万円以上5億円未満 ③従業員数：50人以上1,000人未満 ④売上進捗率：100%以上 ⑤市内に工場などの施設の立地がないこと

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

(2) 調査対象企業リスト

調査対象企業リストは、「企業名」「業種（日本標準産業分類における小分類）」「都道府県名」「市町村名」「行政区別※」「所在」「工業団地」「電話番号」「備考」の項目を設けること。

※政令指定都市に所在がある場合のみ

2. 調査関係資料の作成・印刷

- ・調査関係資料のうち「案内文」「調査票」「調査回答方法」は、委託者と協議の上、受託者が作成すること（リーフレットは委託者が電子データを提供）。
- ・調査への回答は書面及びインターネットによる回答ができるようにすること。
- ・「調査票」の項目は、「事業者名」「業種（日本標準産業分類に掲げる小分類）」「行政区別」「所在」「電話番号」「メールアドレス」「担当者名」「工業団地」「立地意向有無」「立地（予定）時期」「希望する用地面積」「希望する坪単価」「期待する工業用地の付加価値」などを設けること。
- ・調査関係資料をA4版で印刷し、「案内文」→「調査票」→「調査回答方法」→「リーフレット」の順に組み上げること。

3. 封入封緘作業

- ・受託者は、委託者と受託者連名で送付用の角2封筒及び返信用の直3封筒を作成すること。
- ・受託者は、調査関係資料と返信用の直3封筒を送付用の角2封筒へ封入し、調査対象企業リストの宛名シールを作成・貼付して確実に封緘すること。

4. 調査関係資料の送付

- ・宛名シールの宛先について、誤字・脱字や送付先誤りなどがいないか確認すること。
- ・委託者と協議し、調査票回答期限の3週間前の日までに調査対象企業リストの企業へ送付すること。

5. 調査対象企業への対応

- ・調査関係資料の発送後の問い合わせや調査票の回答方法、意見等は全て受託者が対応すること。
- ・調査票回答期限の1週間前の日までに回答がない企業に対して回答を促すためフォローコールすること。
- ・回答をフォローコールしてもなお回答が得られない場合は、回答が得られない旨の理由を調査対象企業リストの「備考」へ記録しておくこと。

6. 調査票の集計（一次集計）

- ・インターネット回答で得られた内容を集計すること。
- ・集計は、「事業者名」「業種（日本標準産業分類に掲げる小分類）」「行政区別」「所在」「電話番号」「メールアドレス」「担当者名」「工業団地」「立地意向有無」「立地（予定）時期」「希望する用地面積」「期待する工業用地の付加価値」などをソートできるようにするほか、一次集計時点における市内用地需要と卸売業の立地・支援ニーズを把握するため、グラフなどで整理、比較等した簡易資料を作成し委託者へ電子データを提出すること。

7. 「立地意向あり」企業への訪問ヒアリング

- ・受託者は、調査票の回答の結果、新設・増設・移設などの予定ありと回答した企業を対象に、委託者と協議の上、訪問によるヒアリングを50社(うち市外企業は10社)実施すること。なお、委託者は必要に応じて同行できるものとする。
- ・ヒアリングの項目は受託者が案を作成し、委託者と協議のうえ決定すること。なお、「期待する工業用地の付加価値」に係る企業ニーズを「8. 調査票及び訪問ヒアリングの集計・分析・報告(全体集計)」へ反映できるよう工夫すること。
- ・受託者は、「立地意向あり」企業へのアポイントを行い、訪問ヒアリングのスケジュールを作成し、委託者へ電子データを提出すること。

8. 調査票及び訪問ヒアリングの集計・分析・報告(全体集計)

- ・事業所からヒアリングしたデータを集計する。
- ・「6. 調査票の集計(一次集計)」結果及び「7. 「立地意向あり」企業への訪問ヒアリング」を踏まえ、委託者と協議の上、グラフなどで比較可能な資料を作成し、受託者へ電子データを提出すること。

V. 主任者

- ・受託者は、本業務の主任者を定め、委託者に通知するものとする。
- ・主任者は、受託者の承諾を受け、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- ・主任者は、新潟市総合計画2030や新潟市企業立地ビジョン、地域未来投資促進法に基づく「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」「第2期新潟県新潟市・聖籠町基本計画」の内容等を確認し、受託者において認識を共有しなければならない。

VI 業務の着手

受託者は、契約締結後7日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任者が本業務の実施のため委託者と打ち合わせを開始することをいう。

VII 打ち合わせ等

- ・業務を適正かつ円滑に実施するため、主任者は委託者と常に密接な連絡をとり、業務の内容等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- ・主任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議するものとする。

VIII 資料の貸与及び返却

- ・委託者は、委託業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。
- ・受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、速やかに委託者に返却するものとする。
- ・受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- ・受託者は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

IX. 成果品

- ・調査対象企業リスト
- ・調査関係資料のうち「案内文」「調査票」「調査回答方法」

- ・調査票の集計（一次集計）データ
 - ・調査票及び訪問ヒアリングの集計・分析・報告（全体集計）データ
- 上記データをDVD-Rなどの電子媒体へ記録し、「Ⅱ．委託期間」終了後までに委託者へ提出すること。なお、「Ⅱ．委託期間」終了後までの間、委託者が電子データの提出を求める場合は、遅滞なく委託者へ電子データを提供すること。

X. 成果品の提出先

〒951-8554

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

新潟市 経済部 企業誘致課 E-mail : kigyo@city.niigata.lg.jp

XI. 留意事項

受託者は、業務の実施にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意すること。

1. 基本事項

- (1) 業務の実施に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な連携をとって事業を実施すること。
- (3) 業務の実施に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (4) 実施計画の一部を変更する場合は、双方協議の上、委託者の決定に従うものとする。
- (5) 業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

2. 再委託

業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により委託者に届出を行い、承認を得るものとする。

3. 成果品の使用等

- (1) 成果品の著作権及び所有権の全ては委託者に帰属し、受託者は委託者の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 受託者は、第三者の著作物を使用する場合、委託者が成果品の使用に際し、第三者からいかなる権利の主張がない状態で納品すること。

4. 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、訂正したものを速やかに委託者へ提出するものとする。委託期間終了後も同様とする。

5. 守秘義務

この業務を実施するにあたっては、個人情報保護法を順守し、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。なお、業務終了後も同様とする。

6. 業績評価

業務完了後、受託者に対し、この契約に関する業績評価を行う。